

市・都民税について所得控除や税額控除の申告漏れはありませんか

所得控除や税額控除の申告をする、市・都民税額が下がる場合がありますので、申告してください。

なお、申告は郵送でも受け付けます。

◇対象 次のいずれかに該当する方

*年金受給者で、納付書により

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを納めている

*給与所得者で、年末調整をしていない
*申告していない所得控除がある

献血にご協力を

一人ひとりの思いやりの心が、大切な生命を守ります。皆さんのご協力をお願いします。

◇日時 7月20日(水)の午前
10時～11時45分、午後1時～
4時

- ◆対象 *16～64歳の方
*65～69歳の方(60～64歳で献血したことのある方のみ)
☆詳しくは、健康係(あいぽつく内)544-5126へ。



国民年金保険料の納付が困難な方へ 免除・納付猶予の制度をご利用ください

免除・納付猶予制度とは

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、免除または猶予される制度があります。

免除や猶予を受けないまま保険料を納めずになると、障害のある状態になつたり亡くなつたりした場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れないことがありますので、申請してください。

○免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます(要件あり)。

免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する「一部免除」があります。

△対象 *16～64歳の方
*65～69歳の方(60～64歳で献血したことのある方のみ)

- ◆対象 *詳しく述べは、市民税係へ。

付される一部免除額用の納付書で、納期内に納めてください。

免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます

が、将来受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合に比べ、免除の内容・期間に応じて少なくなります。未納の場合は、受給資格期間に算入されません。

○納付猶予制度

者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます(要件あり)。

猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます

が、将来受け取る年金額の計算には反映されません。

○保険料の追納

追納とは、免除・猶予期間から10年以内であれば、希望により後から保険料を納付できる制度です。

追納した期間は全額納付した期間と同じ扱いになり、将来受け取る年金の額を増やすことができます。

ただし、免除・猶予の承認を受けて3年度目以降は、当初の保険料に加算金が上乗せされますので、早めの追納がおすすめです。

申請の受け付けは7月1日から

半額免除、4分の1免除があります。一部免除の承認を受けた方は、後日、年金事務所から送

きます。

一部免除には、4分の3免除、

4分の1免除があります。一部免除の承認を受けた

方は、後日、年金事務所から送

きます。

△対象 *申請書の提出＝市役所年金係付、追納の申し込み＝立川年金事務所 042-523-0352